

令和4年 第3回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和4年3月30日（金）午後1時30分～午後4時00分

2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室

3 出席者

[委 員]

教育長 教育委員3名

[事務局]

教育部長兼学校教育課長 教育総務課長 学校施設課長 生涯学習振興課長

文化課長 文化課参事

4 欠席者 大城委員 学校教育課参事（指導主事）

5 傍聴人 0人

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の大要 次のとおり

8 議決事項

豊見城市図書館基本計画の決定について

成人年齢引き下げに係る成人式名称の変更について

豊見城市社会教育指導員設置等に関する規則の廃止について

豊見城市就学援助規則の一部改正について

豊見城市立学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

豊見城市立学校給食センターの運営に関する規程を廃止する訓令について

押印見直しに伴う教育委員会規則の整理に関する規則について

押印見直しに伴う教育委員会訓令の整理に関する訓令について

豊見城市スポーツ推進委員の委嘱について

豊見城市史第5巻「社会と文化・教育編」専門部会の委嘱について

令和4年4月1日付け教育委員会職員の人事異動について

令和3年度(令和4年度進学予定者)豊見城市育英会奨学金の給与審査について

令和3年度(令和4年度進学予定者)豊見城市育英会奨学金入学準備金の貸与

審査について

専決処分の報告について

令和4年第1回豊見城市議会定例会一般質問について

給食の公会計化について

コミュニティ・スクールの取組状況について

伊良波中学校及び中央図書館の令和4年度子供の読書活動優秀実践校・図書館の文部科学大臣表彰の決定について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

教育長	<p>皆さんこんにちは。お忙しいところありがとうございます。</p> <p>これより第3回の定例教育委員会を開催します。</p> <p>日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録指名委員に備瀬委員を指名します。お願いいいたします。</p> <p>続いて、日程第2の会期の決定ですが、1日としてよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。それでは、会期日程は1日といたします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元に配付してあります議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>まず初めに日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告を行います。令和4年2月22日火曜より2月議会が開催されており、出席しております。2月25日金曜には英語ストーリーコンテストが実施されましたのでそこに出席いたしました。その他については資料をご確認ください。よろしくお願いいいたします。</p> <p>続いて、日程第4の議案第11号 豊見城市図書館基本計画の決定についてであります。事務局、説明をお願いいたします。</p>
生涯学習振興課長	<p>では議案第11号 豊見城市図書館基本計画の決定について説明します。提案理由につきましては、豊見城市図書館基本計画策定検討委員会設置要綱第2条第1項第2号に基づき、豊見城市的図書館行政に係る長期的な基本計画案を策定したことから、教育委員会の議決を求める。これが本案を提出する理由であります。この計画の案につきましては、実は本日お配りしていました、本来ならば事前に送付する予定であったんですが、実は最終の検討委員会が今月3月19日に行われまして、そこで一部修正があったものですから、本日まで時間を要しています。ご理解いただきたいと思います。内容につきましては、これまでにも2回ほどは中間報告という形で報告させていただいていますので、今策定委員会の中で決定したものにつきまして、基本的なものを説明したいと思います。その基本計画の案というところをお聞きください。まず1ページ、計画策定の背景につきましては、平成8年に中央図書館が開館して以降、中央図書館と学校図書館の連携を図りながら図書館行政の推進に努めてきました。また、本市の図書館行政の基本計画としましては、図書館に係る本市の将来像、サービス及び整備、運営等に関する長期的な計画を策定するため、豊見城市図書館業務計画を策定しますというふうに</p>

なっております。

次に2ページをお開きください。2ページにつきましては計画の位置づけ、法律関係です。あと下のほうの計画期間につきましては、令和4年度から10年間という計画期間になっております。

続きまして6ページをお開きください。6ページからは豊見城市の現状としまして、人口や都市の性格など、もうもうの情報を載せてあります。

次、8ページにつきましては、中央図書館の状況です。8年に開館してからこれまでの沿革を記載しております。

続きまして18ページお開きください。18ページからは学校図書館の状況としまして、学校ごとの児童数とか職員数、蔵書数などを記載しております。

次、20ページをお願いします。20ページにつきましては、図書館に関する他市町村との比較です。豊見城市的中央図書館の強みだったり、もしくは課題だったりということが見えるということになっています。その次のページからは市民アンケートの結果を載せてあります。

次、27ページをお開きください。こちらからは図書館行政における課題を記載しております。それを踏まえまして29ページをよろしくお願いします。豊見城市的図書館の将来像ということです。これまで様々な社会的変化や市民ニーズの変化、またはこのコロナ関係で電子図書館の整備など、いろいろな環境の変化がありました。そういうものを踏まえまして子どもたちの問題解決能力の育成をはじめ、市民と図書館が共に成長し、本市の文化の発展に寄与するような図書館を目指し、将来像を下のほうにあるように、市民に愛される図書館～市民とともに成長し、豊見城の文化を創り・育む図書館～というふうにしたいと考えております。

次のページ、30ページをお願いします。本計画の目標につきましては、10年後の数値目標を目に分かるように設定しております。利用満足度として基準値を令和元年度におきまして10年後には5段階のうち3.0から4.2まで引き上げられるよう運営していきたいと思っております。

次のページ、31ページにつきましては、図書館ネットワークのイメージです。大きな図で表しております中央図書館と学校図書館または地域とネットワークを図りながら運営していきたいということです。一番下のほうにありますとおり、目標の蔵書数につきましては40万冊、現在は33.5万冊というところでございます。

次のページ32ページにつきましては、ここからは基本方針を4項目設

	<p>けております。1. 読書の「楽しさ・感動を伝える」図書館、2. 「知の広場」としての図書館、3. 「居場所」としての図書館、4. 「ともに創る」図書館というふうに基本計画方針を踏まえまして、次のページからはその各項目に沿った重点施策、また全国の具体例も次ページからは記載しているところです。</p> <p>最後に43ページ、A3の大きなページなんですが、こちらが今説明した施策体系を記載しております。こういう計画を踏まえまして、次のページにはPDCAサイクルを基本に、これからも推進していきたいと考えております。</p> <p>以上が基本計画の説明であります。基本計画につきましては令和2年12月に第1回の検討委員会をしまして、それから市民アンケートとかパブリックコメントを踏まえまして、この最終的な基本計画の案ということになっております。あと、データ集と併せて表に表紙を加えまして、最終的に製本したいと考えております。以上、説明です。よろしくお願ひします。</p>
教育長	ありがとうございました。ただいま基本計画の説明がございました。これについてご質問ありましたらお願いします。
下條委員	とても分かりやすいご説明、ありがとうございました。ゴールがすごくしっかりと設定されているなと思いました。市民に愛される図書館ということで満足度の指標もしっかりと表示していただいているということで、最後のポンチ図というんですか、PDCAのアクションのところにゴール、Gも加えて、ゴールが市民に愛される図書館で、サブタイトルが市民とともに成長しというしっかりしたゴールがあるので、このポンチ図の上にもゴール、Gをつけていただいたら流れがもっと見えやすいかなと思いました。最後のページなんですが、GPDCAとやったほうが分かりやすいかなというふうには感じました。
生涯学習振興課長	ありがとうございます。その修正につきましては当然、今最終段階でありますので、ちょっとここは検討させていただけたらと思います。ありがとうございます。
教育長	ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。
備瀬委員	前回までも説明を受けたんですけども、よくできているなと思いますので、これで私はいいのかなと思います。
教育長	ありがとうございました。それでは議案第11号 豊見城市図書館基本計画の決定について、原案どおり決定したいと思います。いかがでしょか。

	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは異議なしということで、原案どおり決定ということで進めます。</p> <p>続いて、日程第5の議案第12号 成人年齢引き下げに係る成人式名称の変更についてあります。事務局、説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>議案第12号 成人年齢引き下げに係る成人式名称の変更について。提案理由につきましては、令和4年4月1日から民法の一部を改正する法律が施行され、民法における成年年齢が現在の20歳から18歳に引き下げられることとなりました。本市では従来どおり20歳を式典参加の対象とするため、成人式の名称を変更する必要があります。つきましては、豊見城市社会教育委員にて2案まで選定しておりますので、教育委員会にて最終決定を行う必要があると考えております。これが本案を提出理由であります。</p> <p>次のページをお願いします。趣旨につきましては法律の施行により、20歳から18歳まで引き下げられます。本誌では従来どおり20歳を式典参加の対象とするため、成人式の名称を変更します。20歳開催の理由につきましては、18、19歳は受験勉強や就職活動といった進路決定の重要な時期であり、本人その家族に負担がかかるため、従来どおりの20歳を対象とします。また、飲酒や喫煙の年齢制限はこれまでどおり20歳であり、全ての権利が付与された年齢に式典の参加とします。名称の募集等につきましては令和3年3月9日から令和3年12月31日まで募集を行いました。ホームページや広報紙、令和3年度成人式実行委員の会議で周知しております。名称の募集結果につきましては24人から応募をいただきました。こちらは次のページに記載しております。10代から60代以上の幅広い世代からの応募がありました。名称以外でも開催の時期とか開催場所についても併せてアンケートを取っております。それを踏まえまして、先月行われました社会教育委員会の中で、その教育委員会へ助言できる立場にあることから、応募された名称を選定し教育委員会へ名称を推薦させていただきますということです。その社会教育委員会の中では各委員2名称ずつ選定して、選定された上位5つの名称をもって協議をしております。併せて名称期間を協議しております。選考結果につきましては、名称の適用期間につきましては協議の結果、当面の間というふうになりました。理由につきましては具体的な数字を出すとそれに縛られてしまうことが挙げられ、今後の状況を見ながら適切な時期に変更するのが望ましいという結論でございました。名称につきましては、</p>

	「はたちの集い」もしくは「はたちの会」という2つの名称が同数の支持を集めたために、それを1つに絞るかどうかという協議をしましたが、結果的には絞ることには至っておりません。その上記2つの名称が支持された理由としましては「はたち」というひらがなの名称に入ることで式典の対象が20歳であることが簡単に理解ができ、ひらがなにすることで横断幕や縦幕、懸垂幕にした際の見栄えとか文字の柔らかさを表現できるという理由がありました。また、候補に挙がった「祝い」や「式」などの入った名称は、18歳の成人年齢から2年後に祝うということへの違和感があることから、協議の結果、これらの名称は推薦できないとという結論になったところです。社会教育委員会のこの2案まで絞った中につきまして、本日は教育委員会の中でこちらの2つを含めまして名称が決定できればと思っております。以上、よろしくお願ひします。
教育長	ありがとうございました。ただいまの成人年齢引下げに係る成人式の名称についてです。ご質問がございましたら挙手でお願いいたします。
宮城委員	参考のために聞かせてください。名称については「はたちの集い」「はたちの会」の2つの名称が同数だということでしたけれども、それはたちの「集い」と部分を推した方と「会」というところを推した方との意見の相違というか、それはどういうのがありましたか。
生涯学習振興課長	それを選考するに当たっては、記載していただいて投票といいますか、そういう結果にはなったんですが、この「集い」と「会」というのはやはり個人個人のニュアンスの違いだと理解はしています。
宮城委員	そこら辺の意見の交換はというのは特になかったわけですね。分かりました。ありがとうございます。
教育長	ほかにございますか。
備瀬委員	18歳を成人とみなした根拠とか、あるいは式典の意義とか、これを機会にもう少し何か説明が必要かなという感じもしますけれども、これは置いておいて、今はとにかく成人式は今後も実施する。ではそこで決めてほしいのは名称ですかね。「集い」なのか「会」なのかという、そういうのを求めているんですね。
生涯学習振興課長	一番初めの何歳で式典をやるかにつきましては、さきの令和2年2月の定例教育委員会の中で、豊見城市については20歳の年にやりましょうというふうな決定はされております。その後、この名称につきましては今回4月1日から施行されるに当たり、全国の各自治体でそれも決定していくということでありますので、その適切な名称といいますか、それを成人式とやると、ここに書いていますが法的には18歳というふうに

	なるものですから、それと私たちの20歳でやる式典との受け方がいろいろあるというので、今回は、はたちという名前が載ったのがいいだろういうふうな社会教育委員の意見でありまして、今回、この名称を決めていきたいと思っております。
備瀬委員	個人的には過去もいろいろ関わったりもしてきたので、もう問題があり過ぎるので、そこら辺で式典なんかはいいんじゃないのかなとこの年で感じるんですが、やはり子どもたちは絶対これだけはやってほしい、何が何でも。そういう希望が強いんでしょうか。
生涯学習振興課長	そこは各成人式の日とか、その後につきましてアンケートを取っておきます。そこにつきましてもやはり開催してほしい。豊見城についてはこれまでどおり、3中学校区ごとに開催してほしいというのが大方の意見でした。
備瀬委員	とにかくあの袴、それに憧れてというのが非常に強いのかなと。また問題もあるものだから、子どもたちはぜひこれは実施してもらいたいという傾向が強いわけですね。
生涯学習振興課長	当事者もしくは親御さんも含めて、やはり女性は着物とかを前もって予約とかもしますので、そちらのほうはそういう希望が多いということです。
備瀬委員	分かりました。一応は名称だけそこで決めるということ。
宮城委員	やはり成人式という、歴史的な流れの中で式という言葉がついた。ところが成人式というのはこれまで20歳ということだったのでということで名称になったなんだけども、さっきの質問の確認との関連になりますが、「集い」という場合と「会」という場合では、その持つ中身、今まで成人式という式典ということで、ある一連の流れの下でいろいろな挨拶があったりとか、それがありましたよね。ところが18歳に引き下がつてはたちになります。そこら辺を18歳成人なんだけれども20歳でこれまでどおりの式というか、祝う、それをすることなので、式といった場合の持つて行き方と、それから会といった場合の持つて行き方と、集いといった場合の持つて行き方が違うと思うんですよ。そういうことも含めて意見の交換はなかったですかと質問をしたのはそれなんだけど、それによってさっき備瀬委員がお話ししている会の持ち方によってもまた変わってくるのかな。だから集いと例えば決まったとしたときのその中身が、これまでのような成人式という内容がそのまま来るのか。あるいは会とやったときはどうなんだろうかというところも、おおよそ予想してイメージして、やはり名前はつけるべきなのかなと思ったの

	で、さっきの意見の交換はありましたかと質問をしたのはここです。
生涯学習振興課長	今の「集い」と「会」ということと、あと併せて式という名称ですね。それはどちらが適当かという話でございましたが、今下のほうに書いているとおり、式とか祝いという部分につきましては、やはり18歳という成人年齢からすると、また20歳で行うことからすると違和感がありますので、やはり式というのは適当じゃないだろうというのが大方出ております。その「集い」と「会」の2つの名称はどうしても半々になって、それぞれの意見、ニュアンス的なものがあって、そこからの議論は深まってはいないところです。
下條委員	私も宮城委員がおっしゃったことがちょっとあって、集いといつたら自分たちの意思とかアッセンブル、集まりという感じがして、会というとちょっとハンディというかパーティーぽいというか、ただの集まりで、式となるとセレモニーみたいになってくるので、このスタイルが変わってくるのかなというところで、さっきまさに宮城委員がおっしゃったような形で、どういうニュアンスでの集まりを意識しているのかによって、名称って変わってくるのかなと思ったので、ちょっと見えないかなというのは感じました。難しいなと思いました。
生涯学習振興課長	やはり成人式の持ち方につきましても様々あって、私たちについては特に各中学校区でそれ各自の成人式の持ち方があります。今後もそれはそういうふうになっていくと思います。なので、今の集まるという集いなのか会という部分を強調するのかというのは、それぞれの実行委員会での実施の方法だと思っております。休憩をお願いします。
教育長	休憩します。
	休 憩 (13時58分) 再 開 (14時02分)
教育長	再開します。それでは、教育委員会としては「はたちの集い」ということで決定してもよろしいですか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	ただいまの成人式の名称の変更については、「はたちの集い」ということで決定したいと思います。よろしくお願ひします。 続いて進めさせてもらいます。日程第6の議案第13号 豊見城市社会教育指導員設置等に関する規則の廃止についてについてであります。事務局、説明をお願いします。
生涯学習振興課長	議案第13号 豊見城市社会教育指導員設置等に関する規則の廃止について。提案理由、非常勤特別職から会計年度任用職員へと移行されてお

	<p>り、他の会計年度任用職員と同様に取扱う必要があるため、本規則を廃止することとして提案しております。内容につきましては、令和2年度の会計年度任用職員制度への移行によって、社会教育指導員の報酬や費用弁償の額及び支給方法は、会計年度任用職員に関する条例に基づくものとしております。今回、社会教育指導員の任期満了に合わせて再度他市町村を参考に検討した結果、その規則についても会計年度任用職員と同様に取扱う必要があるということで、今回の廃止の提案となっております。よろしくお願ひします。</p>
教育長	<p>それでは委員の皆さん、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。事務局の説明のとおりでございますので、よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p>
教育長	<p>それでは、提案どおり決定したということで進めさせてもらいます。ありがとうございます。</p> <p>続いて日程第7の議案第14号 豊見城市就学援助規則の一部改正についてについてであります。事務局、説明をよろしくお願ひします</p>
教育部長兼学校教育課長	<p>議案第14号 豊見城市就学援助規則の一部改正について。提案理由としましては、次のページの改正する規則の概要というところで説明させていただきます。就学援助というものは、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒また就学予定者、保護者に対し必要な援助を行うことにより義務教育の円滑な実施を図ることを目的に就学援助という制度がございます。改正理由としまして、豊見城市こども医療費助成に関する条例の改正により、令和4年度から通院における医療費助成の対象が中学校卒業までに拡充されることになったことに伴いまして、本市教育委員会が準要保護者に対して、準要保護者というのが生活保護受給者に準ずる程度に困窮しているもので教育長が認めたものというのですが、それに対して援助する学校保健安全法で定める疾病の治療にかかる医療費の取扱いを見直すための所要の改正を行っておりまます。また、申請者に求めていた申請書の押印の部分について見直しいたします。改正内容がこれの次の次の新旧対照表というものがございますが、横になっているもの、そちらのほうで説明いたしますが、まず、第6条の第2項、改正前が右側ですが、「教育長は、前項の審査を行うに当たり、民生委員への調査依頼又は福祉事務所長の意見を求めることができる」とございますが、こちらのほうを削除いたします。他市を参考にいたしまして、こちらのほう民生委員への調査依頼というのが現実的にここ最近は行われていないということを、また申請しやすいという部分を</p>

	<p>鑑みましてこちらのほうを削除いたします。</p> <p>次に第3項でございますが、第2項を削除したことにより第3項が第2項になって、条が上にずれていきます。下の第3項「教育長は、第1項により」としておりますが、2項が削除されましたので、「前項により」と改正いたします。</p> <p>次に第7条でございますが、こちらは学校給食費が公会計化に令和4年度からなるんですけれども、それに伴い援助金の支給先を学校教育課長から教育長に改めます。</p> <p>次に別表第1の、次のページなんですけれども、改正前には医療費と入っておりますが、一番上のほうです。医療費という部分を削除いたします。同じく別表の下のほうの右のほうは学校教育課長へ支払というものを、教育長へ支払へ改正いたします。次のほうの申請様式なんですけれども、申請様式の第1号のその次の第4号という部分の右上の保護者氏名の右側に改正前は○で印と書かれていたんですけれども、それを削除いたします。押印見直しにより全庁的に今行っていることです。同じく第4号のほうの一番下の氏名欄の印という部分を削除いたします。施行のほうは令和4年4月1日から施行するとしております。説明は以上でございます。</p>
教育長	ありがとうございました。ただいまの説明に関してご質問がございましたらお願ひします。よろしいですか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは日程第7の議案第14号 豊見城市就学援助規則の一部改正について、原案どおり決定ということで進めてまいります。ありがとうございます。</p> <p>続いて日程第8の議案第15号 豊見城市立学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について及び議案第16号 豊見城市立学校給食センターの運営に関する規程を廃止する訓令については関連しておりますので一括して議題に供します。事務局の説明をお願いします。</p>
教育部長兼学校教育課長	議案第15号 豊見城市立学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、また議案第16号 豊見城市立学校給食センターの運営に関する規程を廃止する訓令についてということで説明いたします。提案理由としましては、また15号の次のページで規則の概要というところで説明いたしますが、改正理由ですが、豊見城市では学校給食費の段階的無償化の第一段として、現在の給食費の栄養充足率を

	100%にするということで、これまで保護者の負担を増やさないために市で支援する学校給食費保護者支援事業を令和2年度から行っています。学校給食費は各学校の協力を得まして給食センターが保管している学校教育課長名義の通帳により管理運営してきておりましたが、市が進める学校給食費の段階的無償化を進めるに当たり、今後多くの交付金が投入されることから、市の予算として組み込み適正に管理する必要があります。また、文科省の通知で公会計への移行を促す通知が出ていることから、学校給食費会計の公会計化移行を目指し、今回規則の改正を行うものでございます。これまででは学校給食費に関しては私会計の給食費を取ったもので材料とかを購入していたために、議案第16号にそういう中身の細かいことを書かれておりましたが、一般会計に公会計になることにより、その書かれている部分を1個にまとめるということで規則のほうに大もとの規定の部分の一部を規則のほうに追加する形で改正を行います。主な改正の内容としまして、改正内容の（1）の主な内容でございますが、①で学校給食の実施日、学校給食は週5日制とし、年間を通じて200食を基準と規定する内容です。②で給食費の負担（第5条）給食費の負担は「児童又は生徒の保護者及び関係職員」と規定する。③給食費の額の決定（第6条）のほうでは、給食費の額の決定は運営委員会の意見を聴取し教育委員会が決定する。また、（2）別表の追加（第7条関係）ですが、学校給食費の月額について別表にて表示する。（3）で様式第1号から第5号の追加です。学校から給食センターに提出する書類または食材料登録業者の業者登録に必要な書類、給食センターにて物資を管理するための書類と、これまで規定の中に入っていたものを必要な部分を規則のほうに追加して改正いたします。施行年月日は令和4年4月1日となっています。説明は以上でございます。
教育長	ただいまの一部改正規則についての説明がございました。これについてご質問がございましたらお願ひします。よろしいでしょうか。
宮城委員	今のは最初の2ページのみですよね。この下のページも全部説明して終わっている形になりますか。
教育部長兼 学校教育課長	今、主な改正理由ということで、重要な部分を説明いたしました。
宮城委員	この次のページの4枚目、上のほうに会則第●号と書いてあるものですけれども、ここ 「第4条を第20条とし、第3条の次に16条を加える。」 とあるんですが、現在の運営に関する規則というのは、1条から何条まで。

事務局	4条までしかないです。
宮城委員	4条までしかないわけですね。分かりました。ということは、その以下に今改正であったこの部分を追加するということで理解していいわけですね。分かりました。ありがとうございます。
教育長	<p>では議案第15号 豊見城市立学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について及び議案第16号 豊見城市立学校給食センターの運営に関する規程を廃止する訓令について、原案どおり決定ということで進めてまいります。ありがとうございます。</p> <p>続いて日程第9の議案第17号 押印見直しに伴う教育委員会規則の整理に関する規則について及び議案第18号 押印見直しに伴う教育委員会訓令の整理に関する訓令についても関連しておりますので一括して議題に供します。事務局、説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>では説明させていただきます。議案第17号 押印見直しに伴う教育委員会規則の整理に関する規則についてでございます。提案理由、規制改革・行政改革担当大臣通知「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」に基づき、本市の行政手続き等における押印見直しに伴い、所要の改正を行う必要があります。これが提案する理由でございます。めくっていただきまして、みだしに押印見直しに伴う教育委員会規則の整理に関する規則の概要のほうをご覧ください。こちらにつきましては、先ほどのものと若干関連するんですが、改正理由のほうから説明をさせていただきます。同じような形の内容として、見直しに伴うものでございます。見直しに伴うものとして教育委員会の中で管理しています規則を一括で見直すという形の流れになっております。概要を説明いたします。行政手続における市民の負担を軽減し、利便性の向上を図ること等を目的とした押印の見直しに伴い調査を実施した結果、次の教育委員会規則について押印の見直しを行うこととなっております。約7本の規則関連のうち箇所ごとの押印の見直しを、削除するという形になっております。詳しくは新旧対照表のほうが分かりやすいのでめくっていただきたいと思います。A4の横になっている資料をお願いいたします。上段のほうに規則の名称がございます。豊見城市立学校施設の使用料徴収条例施行規則新旧対照表という形になっております。右側が改正前の資料で、左側の表が改正後になっております。具体的には印を削るという形になっております。主に申請者の印の見直しをして印鑑が必要なく、氏名の記載のみで申請が可能という形で利便性の向上を図る目的となっております。こういった形で全ての規則の様式関係のほうをそ</p>

	<p>それぞれの課のほうで確認をいたしまして、押印の見直しが図れそうなものについて今回の規則改正により削除し、利便性の向上を図ることとなっております。</p> <p>続きまして18号の説明を併せてさせていただきます。こちらについては先ほどは規則でございましたので、続きましては訓令についての見直しでございます。押印見直しに伴う教育委員会訓令の整理に関する訓令についてでございます。提案理由、規制改革・行政改革担当大臣通知「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」に基づき、本市の行政手続き等における押印見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが本案を提出する理由になっております。こちらのほうもめくっていただきまして、訓令につきましては教育委員会のほうと所管する訓令について2本の見直しを図っております。概要を説明いたします。行政手続きにおける市民の負担を軽減し、利便性の向上を図ることを目的とした押印の見直しに伴い、調査した結果、次の教育委員会訓令について押印の見直しを行うこととなっております。具体的には豊見城市教育委員会押印規程、豊見城市学校ボランティア活動実施要綱でございます。改正理由については先ほどと同じでございます。めくっていただきましてまた同じようにA4の横の新旧対照表をご覧ください。こちらのほうも右側に改正前、左側に改正後という形で右側のほうには丸く印と書かれています、左側のほうでは印は抜けております。このような形で主に様式の印鑑、これまで印鑑を求めたものについて印鑑をなくして氏名の記述のみをもって申請のほうを受けていこうという形になっております。主な概要については以上でございます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明のところで新旧対照表で具体的に示されております。ご意見等ありましたら、質問等がありましたらよろしくお願ひします。よろしいですか。</p>
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは、議案第17号 押印見直しに伴う教育委員会規則の整理に関する規則について及び議案第18号 押印見直しに伴う教育委員会訓令の整理に関する訓令については原案どおり決定ということで進めさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>続きまして日程第10の同意案第2号から同意案第12号 豊見城市スポーツ推進委員の委嘱について、11件を一括して議題に供します。事務局、説明をお願いいたします。</p>
生涯学習振興課長	同意案第2号から同意案第12号の豊見城市スポーツ推進委員の委嘱に

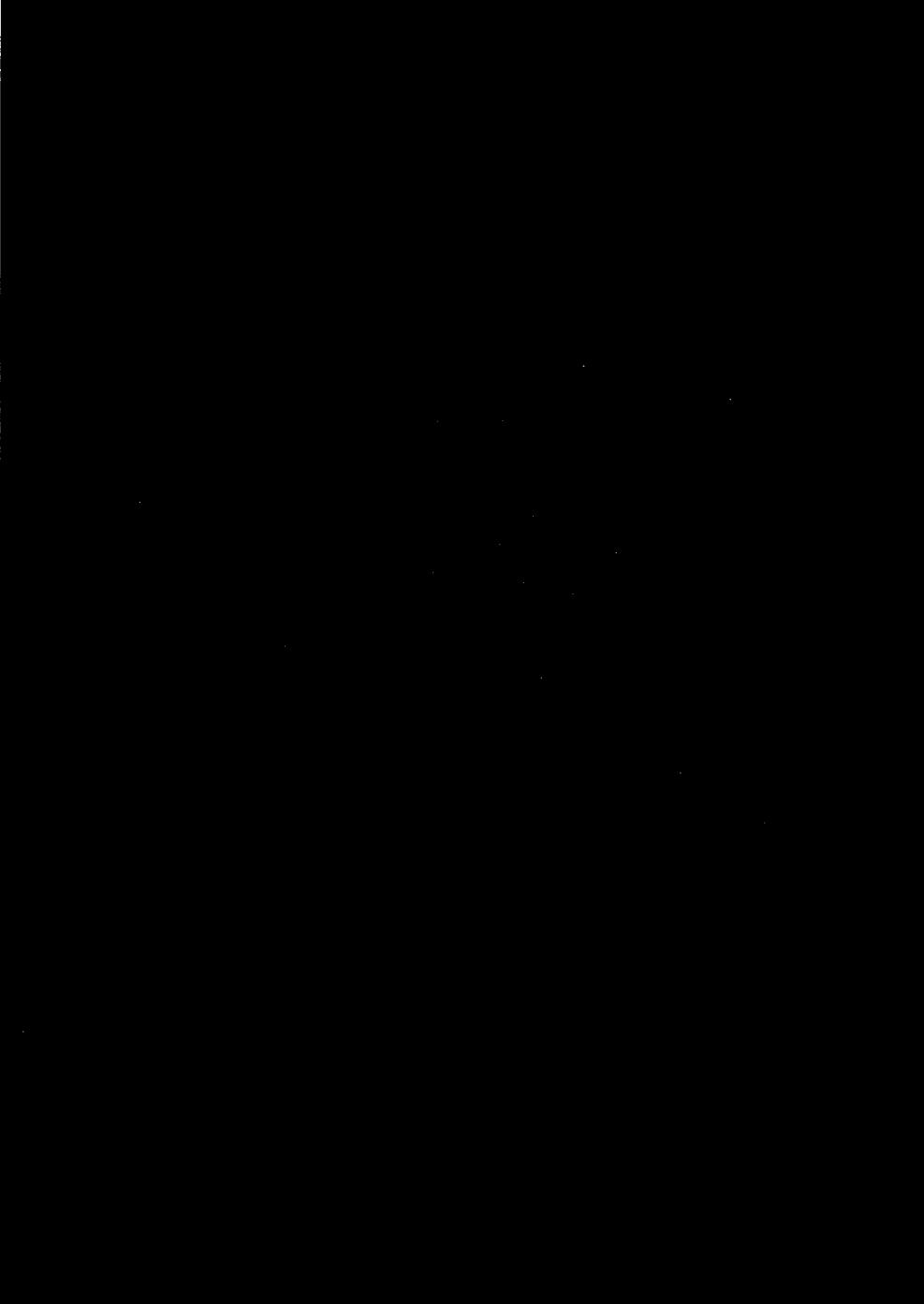
	<p>について。次の者を豊見城市スポーツ推進委員に委嘱したいので、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、教育委員会の同意を求めるものでございます。提案理由につきましては、現スポーツ推進委員の任期が満了することに伴い、新たなスポーツ推進委員を任命・委嘱することとしたい。これが、本案を提案する理由でございます。次のページには履歴書がそれぞれあります。それをまとめたのが同意案第12号の次に、最後から2枚目ですね、一覧を記載しております。1番、氏名 [REDACTED]さん、委嘱年数が28年、再委嘱ということでございます。2番は [REDACTED]さん、3番 [REDACTED]さん、4番 [REDACTED]さん、5番 [REDACTED]さん、6番 [REDACTED]さん、7番 [REDACTED]さん、8番 [REDACTED]さん、9番 [REDACTED]さん、10番 [REDACTED]さん、11番 [REDACTED]さん、それぞれ再委嘱でございます。こちらにつきましては広く公募をかけておりますが、新規の申込みはない状態でございます。定数につきましては15名以内となっておりまして、任期が2年ということになります。以上、よろしくお願ひします。</p>
教育長	ありがとうございました。ただいまの11名のスポーツ推進委員の委嘱者の案がありましたけれども、これに関してご質問がございましたらお願いします。
備瀬委員	皆さん一生懸命ですばらしい方だとは思いますけれども、年数が28年という人もいますけれども、定年というのもあるんですか。
生涯学習振興課長	こちらについては定年はございません。全国にはまだ年齢の高い方がいまして、28年といいますと全国的な功労者表彰を受けるような対象の方になっております。
備瀬委員	それから、年度が終わったら活動実績というのも取っているんでしょうか。この人たちの活動実績、こんなことをしましたというようなそういうことを求めているんでしょうか。
生涯学習振興課長	基本的には市のスポーツ推進委員ですから、定例で月1回とか会議を持ちまして、各小中学校とか地域からの要望に基づいて派遣をしております。当然事務局としましてはその実績をまとめているところです。
備瀬委員	スポーツ少年団のほうも対象になるんですか。社会体育の中で。
生涯学習振興課長	スポーツ少年団の組織は行政側ではなくて、別の団体の組織になります。
備瀬委員	新規の人がなかなか集まらないというのが現状とおっしゃっているんですが、やはりなかなか難しいんでしょうか。
生涯学習振興課長	こちらも広報とかホームページでよく周知をやりましたが、結果的に

	は新規の申込みは現在はないところです。
備瀬委員	分かりました。
	<p>それでは同意案第2号から第12号、豊見城市スポーツ推進委員の委嘱については、原案どおり同意したということで進めさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>それでは日程第11の同意案第13号から第21号、豊見城市史第5巻「社会と文化・教育編」専門部会の委嘱について、以上9件を一括して議題に供します。よろしくお願ひします。</p>
文化課長	<p>文化課、赤嶺のほうから説明させていただきます。同意案第13号から21号、これは豊見城市史を本市は編さんしております、残り2巻のうちの1巻でございます。令和5年の発刊に向けて今取り組んでおりますがコロナ禍もありましてかなり難しい状況であります、任期が今年度末で終わりますので、改めて同意案を提出させていただいております。今回9人、全て継続ということになっております。では、その同意案第13号、[REDACTED]さんです。履歴書のほうをお開けください。[REDACTED]氏は豊見城でも働いていた、勤務していたこともありますし、非常に詳しいお方で、この専門部会の上に市史編集委員会というのがございます。その編集委員であります。この第5巻「社会と文化・教育編」の専門部会員の現在専門部会長をなさっている方です。次、同意案第14号、履歴書のほうをお開けください。[REDACTED]氏、各種、宜野湾市史、名護市史、沖縄市史、与那原町史の編集委員、専門部会委員を歴任しております。現在は琉球大学の島嶼地域科学研究所の教授をなさっている方でございます。[REDACTED]様につきましても以前、豊見城でも働いていただいて、豊見城議会史の推進編についても[REDACTED]先生が責任で編集をされており、すばらしい議会史ができます。続きまして同意案第15号、[REDACTED]様、履歴書をご覧ください。琉球大学の法文学部の名誉教授をされております。この方も平成18年から市史の編集委員会、この専門委員会の上にある編集委員会の委員もされております。市史「移民編」の専門部会長であります。琉球大学の移民研究センターのセンター長もされていました方で、主に移民史についてのご専門ではありますが、今回は社会編でありますので、そういう意味でのお力が必要ということでお願いをしているところでございます。続きまして同意案第16号でございます。</p> <p>[REDACTED]様は沖縄国際大学の地域環境政策学科教授ということで、経歴をご覧になつていただけると、地理学、自然史関連のご専門でございます。それについての知見からのご発言をいただきたく専門委員となつて</p>

	<p>いるところでございます。続きまして同意案第17号でございます。</p> <p>氏、先生は中学校の先生でありまして、豊見城の中学校にもいらっしゃったことがあります。琉大のほうの教授が最後で去年退官をされております。前任に引き続き継続でお願いをしたいということでございます。</p> <p>次、同意案第18号 氏です。北海道にお住まいの方なんですが、沖縄の歴史文化にお詳しいということでお願いをしております。県内でいいますと、与那原町史図説版与那原の教育のあゆみということで、教育の観点からの知見をいただきたく専門委員にお願いをしているところでございます。続きまして同意案第19号、氏につきましては、今沖縄県文化振興会、具体的には公文書館で働いていらっしゃいます。そういう意味では専門家であります。経歴を見ていただきますと分かりますように、那覇市史、那覇市歴史博物館運営委員会、豊見城市議会史編集委員、与那原町史戦後資料編専門部会員、そういう幅広い文書のアーキビストとしての知見を生かして、今回お願いをしているところでございます。続きまして同意案第20号、氏につきましては、平成25年3月まで本市の職員でありまして、地域ですね、字、ドゥームラのことについて、全般について幅広い豊見城市的歴史文化について識見をお持ちでございますので、お願いしていきたいと考えているところでございます。続きまして同意案第21号、氏、嘉数にお住まいですけれども、嘉数自治会で自治会長をされておりましますし、それ以前は豊見城村の農業協同組合で主要な役職を歴任されております。経歴で申し上げますと嘉数の字誌の編集委員会、豊見城村農業協同組合60年史編集委員会ということでなっております。特に嘉数の字誌につきましては、字誌の中でもすごくクオリティーの高い、今度機会があればご覧差し上げたいと思いますが、市史にも劣らないようなすごくすばらしい字誌を編集しております。その中でも中心メンバーであります。社会文化・教育編の中で必要な人材であるということで、今回専門部会員で継続でお願いしたいと考えております。以上、9名でございます。よろしくご審議をお願いします。</p>
教育長	ご丁寧な説明ありがとうございました。市史専門部会員の委嘱について説明がございました。ご意見がありましたら。
備瀬委員	皆さんすばらしい肩書と実績があるんですけども、うってつけの人だと思いますが、1つだけ、さんは現住所が北海道になっているんですよ。そこにいながら仕事ができるのかなと思って。

文化課長	実は昨日専門委員会がありまして、コロナの影響があつておおむね2年ぶりぐらいにリモートで参加をしていただきまして、いろいろ貴重なご意見をいただいております。デジタル博物館事業というのを文化課としては実施しているんですが、その成果を踏まえてこの市史は編さんしていくものですから、コンピュータの代わりにリモートで集めてスキャンした資料等を拡大しながら、見せながら、その中でこの資料はどういう意味があるの、こういう意味があるよねみたいなことでの編集の具体的な骨格づくりを始めておりまして、十分にリモートでも参加できますし、昨日の会議の中では日程を2か月前ぐらいに教えていただければ旅費は別として私は参加しますので、沖縄豊見城まで行って参加しますので、日程の調整をお願いしますというご発言がありましたので、問題なくご協力いただけると思っております。
備瀬委員	分かりました。ありがとうございます。
教育長	それでは同意案第13号から21号、豊見城市史第5款「社会と文化・教育編」専門部会の委嘱について、提案どおり同意ということで進めさせていただきます。ありがとうございます。 続いて日程第12の承認第3号 令和4年4月1日付け教育委員会職員の人事異動についてであります。事務局、説明をお願いします。
教育総務課長	よろしくお願ひいたします。承認第3号 令和4年4月1日付け教育委員会職員の人事異動についてでございます。提案理由、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定により別紙のとおり臨時代理を行ったものでございます。同条後段の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求めるものとなっております。お手元の資料1枚めくついていただきまして、そちらのほうが今回の人事異動に伴う内示の資料となっております。こちらについては、4月1日の定期の人事異動になっておりますので、確認のほうをお願いいたします。説明については以上であります。
教育長	ただいま説明がございました。この件についてご意見、質問等ありましたら委員の皆さん、挙手をよろしくお願いします。
備瀬委員	これまでも教育委員会と市長部局との交流というのは結構あったんですか。
教育総務課長	交流といいますか、基本的には出向という形はそれぞれが執行機関になっていますので、市長部局の職員が教育委員会に移るときは出向という形になります。執行部機関同士ですね。表現についてそのような形になりますので、例えば、今委員がおっしゃったように、教育委員会で

	職員として採用するということではなくて、市全体で職員が採用されまして、その中で市長部局と教育委員会でそれぞれ配置されるようになっております。表現として市長部局から教育委員会へ移るときには出向、同じように教育委員会から市長部局に行くときも出向という形、表現という形でご理解ください。
文化課長	すみません、文化課長ですが、教育総務課にいましたので説明させてください。これは公務員を採用するときに任命権者という言い方をするんですけども、任命する権限、任用をする権限がある機関というのがあります。市の中では市長部局が一番大きいんですが、市長ですね、まず。教育委員会、監査委員とか議会、そういうものが実は独自に採用することが可能です。ただ、本市の慣例として市全体で試験をして任用しております。過去には教育委員会のほうで採用している、要するに最初から教育委員会で採用している職員もおりますが、おおむねそうではありますけれども、市全体として人事交流を行っています。だから別の任命権者の指揮下に入る、これを出向という形、向かわせる。教育委員会からだと市長部局であったり、選挙管理委員会だとか議会ということがあり得るんですが、いずれにしても1回市長部局のほうにお返しをして、お渡しをして、それからまたほかの部に出す。言葉では出向という言い方をしております。ちょっと分かりづらいではありますけれども、全体として文献で任命権者まとめで幾つか任命できる権能者がおりますので、そういう立付けになっているというご理解をいただけたら。
備瀬委員	昔は教育委員がやったら教育委員会の中での交流だったんだけど、今は市長部局との入れ替えはやっているんですね。
文化課長	日常的に行われております。数の多いときと少ないときというのはありますけれども、日常的に行われているという理解でいいかと思っております。
備瀬委員	分かりました。
教育長	人事案についてはよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは承認第3号 令和4年4月1日付け教育委員会職員の人事異動については、原案どおり承認ということで進めさせていただきます。ありがとうございました。 ただいま70分になりましたが、休憩を入れましょうか。休憩します。
	休 憩 (14時43分) 再 開 (14時55分)

教育長	<p>それでは、後半を始めたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>日程第13 承認第4号から承認第6号 令和3年度(令和4年度進学予定者)豊見城市育英会奨学金の給与審査についての審議及び日程第14、承認第7号から承認第8号、令和3年度(令和4年度進学予定者)豊見城市育英会入学準備金の貸与審査について非公開とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。では、令和3年度豊見城市育英会の給付審査について、令和3年度豊見城市入学金準備の貸与審査についての説明を、事務局お願ひいたします。</p>
教育総務課長	 A large rectangular area of the page has been completely blacked out, indicating that the original content has been redacted.

教育長	
教育長	<p>それでは異議なしということで進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、日程第15 承認第9号 専決処分の報告についてであります。事務局、説明をお願いいたします。</p>
学校施設課長	<p>学校施設課嘉川です。私のほうから説明いたします。承認第9号 専決処分の報告についてでございます。損害賠償の額の決定についてとなっております。令和4年3月30日に提出を行っております。承認理由といたしましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定により別紙のとおり臨時代理を行いましたので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>次のページをお願いいたします。こちらが2月議会に提出いたしまし</p>

た報告内容でございます。専決処分の報告についてということで、地方自治法第180条第1項の規定により、議決により特に指定した事項について別紙のとおり専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告をいたしております。提出日が令和4年3月10日提出となっております。続きまして次のページの専決処分書のほうをごらんください。こちらのほうで提出日が令和3年12月17日に提出をしております。損害賠償の額の決定についてであります。令和3年8月利用9月請求分の長嶺中学校電話使用に係る電話料金1万4,358円の支払いに起因する延滞利息の加算による損害賠償の額を次のとおり決定しております。1番目、損害賠償額221円、2番目、事件の概要についてでございますが、長嶺中学校で使用しております固定電話については、市の庁舎建設に伴ってIP電話を各学校へ敷設しております。これは内線で役所と学校間のやり取りができるような電話となっております。それに伴いまして、固定電話に係る料金についてもIP電話を含めて庁舎管理の下で一括してこれまで支払いを行っておりました。それについて、令和3年7月請求分からは固定電話の利用料金については学校施設の管理者において支払うものとしたことから、これまで複数番号を所有しておりました固定電話を今後廃止していく整備をする手続を電話会社のほうと行っておりましたが、それについて学校との調整や事務手続等に時間を要したことから、8月利用9月請求分の電話料金の利用料金について支払い期限となっていました9月30日を過ぎた11月9日に支払いを完了いたしております。このため、令和3年12月請求分の電話料金請求書において、支払い期限が過ぎた日数分の利息延滞金について12月請求で請求書が来ておりました。それが1万4,358円に対する延滞利息の加算による清算金ということで支払うこととなっております。本案件につきましては、この専決処分書の日付が令和3年12月17日付となっておりまして、専決処分の報告につきましては、本来原則としてできる限り速やかに報告を行うべきものとされておりますので、本来であれば12月の定例会において議案として上程するべきものでございましたが、12月請求分の電話料金の支払いの際に延滞利息分も通常の電話料金の金額と合算して支払いを行っているということについて、2月下旬に行われております、毎月行われております定期監査において予算の支出科目が電話料金と支払遅延、延滞金に関しては予算科目を分けるべきだという指摘を受けたところです。そのために、予算科目の設定に不備があることを確認したことから、日付をさかのぼることになったんですが、改めて適切な事務手続の修正を行ったことに伴いまして、今回2月の議会において追加議案とし

	て提出することになっております。支払い先の相手方としましては、N T T ファイナンス株式会社となっております。説明は以上でございます。
教育長	ありがとうございます。ただいまの承認第9号 専決処分の報告の説明がございました。質問、ご意見等がありましたらお願ひします。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、異議なしということで進めさせていただきます。 続きまして、日程第16 承認第10号 専決処分の報告についてであります。事務局、お願ひします。
学校施設課長	続きまして承認第10号になります。こちらも先ほどと同じような報告案件になっております。3ページ目の専決処分書をご覧ください。こちらのほうで、先ほどは電話料金に関する支払遅延となっておりました。この承認第10号に関しては、F A X料金に関する遅延となってございます。令和3年9月利用で10月請求分及び10月利用で11月請求分の長嶺中学校電信使用に係る電信料金（F A X）1万2,396円の支払いに起因する延滞利息の加算による損害賠償の額を次のとおり決定いたしております。損害賠償額として154円です。事件の概要ですが、長嶺中学校で使用しておりますF A X回線に係る利用料金につきましては、学校施設管理者において予算を計上し支払いを行っておりました。電話料金とF A X料金の支払い科目は、共に電信電話料金であり、固定電話に関する支払い元の変更に伴い、電話会社と事務手続を行うとともに、今後見込まれる利用料金を確保するため、予算の確保について対応を行ってきました。しかし、その手続に時間を要したことから、10月請求分の料金について支払い期限となる11月1日を過ぎた12月17日の支払い、また11月請求分の料金につきましては、支払い期限の11月30日を過ぎた12月17日の支払いとなりました。このことから、令和4年2月請求分の電信料金請求書において当該月額請求の1万2,396円に対する延滞利息となる154円について支払いを行うこととなつたものでございます。支払いの相手先は先ほどと同じようにN T T ファイナンス株式会社となっております。説明は以上になります。
教育長	ありがとうございます。ただいま説明がありました内容については、電話、F A X、同じ状況ですけれども、ご質問がございましたらお願ひします。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。それでは、承認第10号の専決処分の報告につ

	<p>いて、提案どおり決定いたします。異議がないようなので進めさせていただきます。</p> <p>続いて日程第17 報告第2号 令和4年第1回豊見城市議会定例会一般質問についてであります。事務局、説明をお願いします。</p>
教育部長 兼 学校教育課長	<p>それでは令和4年2月第1回定例会において的一般質問を受けて答弁いたしましたので、その概要について説明いたします。</p> <p>まず初めに2ページの通告番号2番、瀬長 宏議員の質問でございます。(3)の①のほうで、調律ができないピアノを予算化を約束していたがその対応についてという質問に対しまして、豊見城中学校の調律ができないピアノの買換えにつきましては、入札契約等の事務手続を経て、令和3年10月18日に納品を受けておりますと答えております。</p> <p>次に②のどのような予算措置をしたのかという質問に関しましては、予算化に当たっては市長部局と調整を行った後、令和3年度の当初予算において豊見城中学校の備品購入費として予算化を行っておりますと答えしております。</p> <p>次に3ページの通告番号3番、大田正樹議員の質問(2)保育・子ども行政についての①学校やこども園から要請があったと思うが、長嶺小学校の土地を児童・園児の送迎用スペースとして有効活用について見解を伺うという質問に対しましては、学校現場の意見も聞きながら、児童生徒などの安全確保を最優先に考え、敷地内での送迎を安全に効率よくできるような対策について検討を行っておりますと答えております。</p> <p>次に同じく(2)の④豊崎中学校開校準備室はいつ設置されるかという質問に対しましては、令和6年度開校予定の仮称豊崎中学校につきましては、豊崎小学校、ゆたか小学校の事例を参考にし、令和5年11月1日に開設することになると考えておりますと答えております。</p> <p>続きまして5ページの通告番号5番の川満玄治議員の(1)真玉橋架橋500周年についての、1522年に真玉橋が架橋され、今年で500年の年ですが、市としてどのような考えがあるかということですが、戦前の真玉橋についてデジタル技術を活用し3D復元する取組を行います。市制施行20周年記念事業の1つとして11月に歴史講演会を予定しており、失われたかつての姿を再現した3Dの真玉橋を公開し、琉球史と真玉橋について講師をお招きしてご講演いただきますとお答えしております。</p> <p>次に7ページをお願いします。通告番号7番瀬長恒雄議員です。(1)文化行政についての①美ら島おきなわ文化祭の取組ということで、取組状況としましては、令和3年9月に実行委員会を設立し、委員会内に事業別の部会を立ち上げ、全日本川柳協会、沖縄県川柳協会、川柳とみぐ</p>

すぐ、市文化協会、市組踊保存会等、各関係団体と隨時協議調整を行なながら事業実施に向けて取り組んでいますと答えてています。

次に②の令和4年度の文化祭の取組について伺うということですが、こちらのほうも先ほど答弁したということですけれども、令和4年度の豊見城市総合文化祭は、美ら島おきなわ文化祭2022及び市制施行20周年記念事業の一環として開催します。市文化協会、市組踊保存会と共に開催する形での開催となりますと答えております。

次に③デジタル博物館事業の取組についての質問に対しましては、デジタル博物館事業につきましては、令和2年度より2年間で収蔵品のデジタル化を5,000点、収蔵写真資料のデジタル化を20万点、文化財などの撮影を15か所、3D図作成を11か所、民話資料のデジタル化650点の内容を完了しております。また、地域と共同で写真集とみぐく写真アーカイブを23地域分撮影いたしました。デジタル化した資料の活用につきましては、公開準備が完了したものから順にホームページで公開してまいりますと答えております。

次に(4)子育て支援について。豊見市のヤングケアラーの実態、支援策について伺うにつきましては、ヤングケアラーの実態調査につきましては、沖縄県が実施するアンケート調査への協力、また連携しながら状況の把握をすることとしておりました。アンケート調査結果により課題が指摘された事項として学級担任のヤングケアラーに対する認知度、ヤングケアラーに対する具体的対応の際に中心的な役割が求められる要対協の機能や役割についての認識が不足していることが挙げられております。ヤングケアラーの支援策については、現在中学校に配置しているスクールソーシャルワーカーを継続配置するとともに、心の教室相談員等による対応を踏まえながら適切な支援へつなげられるように取り組むとしております。

続きまして(6)与根体育施設についての①与根西部土地区画整理事業組合との損失補償の協議についてという質問に対しまして、与根土地区画整理組合との損失補償の協議につきましては、去る令和3年9月28日の組合を含めた4者協議によって今後の補償協議の進め方を総務に確認していく。各管理者にて補償に関する数量図面現場確認等を行っております。今後、与根体育施設を横断する市道整備に係る支障物件の除去工事を組合において施行することとなりましたので、引き続き当該組合と協議を重ねてまいりたいと考えておりますと答えております。

次に②の市道218号線を使用することにより、体育施設が使用できなくなることの影響を最小にするための対策につきましては、ナイター施

設が整備されている豊見城小学校と長嶺小学校のグラウンドの夜間一般開放や陸上競技の利用拡大、または与根漁港多目的広場の活用等により、サッカー専用施設の区画整理事業に伴うサッカー利用者への影響を最小化できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますと答えております。

次に8ページ、通告番号8番の要 正悟議員、(3)(仮称) 豊崎中学校について①今までの進捗状況を伺うですが、豊崎中学校につきましては、建築及び土木の実施設計業務において設計図書の作成、工事費の積算、補助申請に伴う事前調整を行っておりますと答えております。

次に②校区について伺うにつきましては、(仮称) 豊崎中学校の通学区域については、令和元年に基本計画策定業務の段階から、豊崎小学校と同じ区域を想定して計画を進めてまいりました。現在、実施設計業務を行っている中に置いて、伊良波中学校の生徒数推計を考慮し、字与根地域全域を追加することを検討しておりますと答えております。

続きまして9ページの通告番号9番宜保龍平議員の(1)山川市政についての②山川市長は学校給食費段階的無償化を公約に掲げた中で、学校給食栄養価を100%に充足したことを公言しておりますが、市長の指示で行ったのか伺うという質問に対しましては、子育て世代の経済的負担軽減を目指して、学校給食費の段階的無償化を目指し、学校給食ワーキングチームを立ち上げて検討を進めています。ワーキングチームは市長が委員長を務める豊見城市子ども改革推進委員会において、学校給食に関する事項の検討を行っている作業部会であることから、市が進めるその他の子ども改革関連事業も含めて市全体で取り組んでおりますと答えています。

次に③令和4年度から学校給食費を公会計に移行することにより、その効果という質問に対しましては、学校給食費を公会計へ移行することにより見込まれる効果につきましては、1つ目は予算決算事務事業評価、監査等市の会計ルールに基づいて管理・運用を全ての家庭において行い、会計の透明化を図ることができる。2つ目は公会計へ移行後はコンビニエンスストアでの支払いなどを追加し、給食費の支払い方法が広がることです。3つ目につきましては、学校現場における事務の軽減や現金での納付時における金銭取扱い時の安全管理上の問題解決が図られることです。4つ目は各学校における学校給食費の管理を市でシステムを活用して一括して行うことで、催告等の徴収事務や滞納者に対する対策の強化が図られる。5つ目は生活保護、就学援助制度、児童手当などの学校給食と関わりのある他の制度との協力、点検強化が図られる。6

つ目につきましては公会計となることで手数料の保護者負担がなくなり、保護者の負担軽減が図られることですと答えています。

次に④令和元年度の施政方針にてフッ化物洗口を推進するということであったが現在の取組状況ということでございますが、令和2年度を越えて令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、実施を見合わせております。新型コロナの感染症拡大防止を優先せざるを得ない学校側の過度な負担とならないよう、学校や学校医師会と連携しながら検討していきたいと考えておりますと答えております。

次に10ページ、通告番号10番の比嘉 彰議員の質問でございますが、(2)の新型コロナウイルスについての⑧小中学校の休校等について伺うにつきましては、今年に入り新型コロナウイルス感染症が急拡大したことで、感染拡大を防ぐため1月11日から1月28日の14日間、臨時休業を行いました。休業期間中は学習を保障するためオンライン授業を行っております。また、居場所確保ができない児童生徒や通信環境の整っていない家庭の児童生徒については、学校にてオンライン学習と同時進行で学習を進めましたと答えております。

次に(3)市政運営についての④スポーツコンベンションの進捗について伺うにつきましては、那覇地区と近い立地条件を生かし、市民体育館や豊崎海浜公園、オリオンECO美らSUNビーチ、豊崎海浜公園テニスコート、総合公園陸上競技場などの施設を活用したスポーツコンベンションの推進を目指しております。また、平成27年7月に豊見城市オリンピック・パラリンピック強化合宿誘致推進協議会を設立し、これまで様々なスポーツ合宿の受入れを行ってまいりました。今後ともオリンピックを契機とした地域活性化や経済効果を重視したスポーツコンベンションの誘致を推進し、インフラ整備やスポーツ教室との交流を図っていきますと答えております。

次に飛びまして15ページ、通告番号14番仲田政美議員の(2)ヤングケアラーについての①ヤングケアラーの実態調査の進捗の(ア)ヤングケアラーの認識については、担任の3割が認識不足であるとの県の調査結果があるが、本市の状況を伺う。(イ)その解消策について伺う。②令和3年9月議会でも質問しましたが、支援体制の構築が急務と考えるが、その認識について伺うということで、まず(ア)の調査結果があるが、本市の状況ということですが、校長会、教頭会において県のアンケート調査の結果について、資料配布するとともに各学校の状況について情報共有を図ったところでございますと答えております。(イ)のその解消策について伺うにつきましては、ヤングケアラーに関するオンライン研修等

を実施するなど、県全体でヤングケアラーに関する取組が進められており、徐々にではございますが、着実にヤングケアラーに対する理解が図られておりますと答えております。

次に②支援体制の急務という質問に対しては、現在各中学校に配置しておりますスクールソーシャルワーカーを中心に、学校内での支援対象児童生徒の情報の共有を図るとともに、庁内関係機関へつなぐ取組を行っております。今後は国よりマニュアルが示されることとなっておりますので、マニュアルを参考に今後の支援体制の構築に向けて学校教育委員会と福祉部署が連携できるよう取り組んでまいりますと答えております。

次に16ページの(5)教育行政についての①伊良波中学校へのスクールバス導入について見解を伺う。豊崎区の最も遠い地域から伊良波中学校までの通学距離は約3.4キロです。通学時間は約45分程度で、通学距離、通学時間ともに適正基準内であることからスクールバスの整備は難しいと考えておりますと答えております。②のバス通学をした場合、バス賃の一部助成ができないか見解を伺うにつきましては、豊崎から伊良波中学校までの通学距離、通学時間が適正基準内にあるため、バス賃の一部補助についても難しいと考えておりますと答えております。

次に19ページ、通告番号16番の真栄里 保議員の(1)ジェンダー平等についての②ジェンダー平等の観点から校則を見直すことについて伺うにつきましては、ジェンダー平等の観点からも校則の見直しが図られ、現在は市内3中学校で制服選択制が導入されており、全生徒を対象に生徒本人や保護者の希望や意思を尊重し、着用する制服を選択できるようになっておりますと答えております。

次に(2)学校給食の段階的無償化についての①の食育について伺うにつきましては、本市には沖縄県から学校栄養教諭と学校栄養職員が合計3名配置されており、この3名で学校給食を教材の1つとして市内全ての小中学校で食育授業等を行っております。また、家庭や地域への食育等の情報発信も行っておりますと答えております。次に②4月実施予定の段階的無償化の内容について伺うの(ア)支援対象は何名になったかにつきましては、学校給食費無償化の第二段階として、当初予算に計上した部分につきまして、1点目は就学援助制度において給食費拡充について認定基準の1.4を1.5に拡充することにより、対象者は約300名を想定しております。2点目は学校給食のうち牛乳に係る部分を無償化とするものでございます。全ての児童生徒約7,500名を対象としております。ちなみに、当初予算ではこの牛乳の部分に関しましては削除があつて、

修正で削除されて可決されておりました。

次に(イ)の支援金額は幾らか伺う。1点目の給食費拡充の部分に関しましては、小学校は1人当たり最大で年額4万4,000円、中学校は最大で年額4万9,500円で、2点目の学校給食のうち牛乳に係る部分を無償とした場合は、小中学校ともに月額1,200円を市で負担することになりますと答えております。

次に(ウ)の給食費を1人当たり幾らに引き下げる事になるか伺うにつきましては、2点目の学校給食のうち牛乳に係る部分を無償化とした場合についてお答えしております。小学校、中学校とも月額1,200円を市で負担することになりますが、保護者の月額負担額は小学校で2,800円、中学校で3,300円となりますと答えております。

次に(3)給食センターの分離・新設について、①の給食センターの調理可能な人数の上限について伺うにつきましては、現在の給食センターでの給食調理可能人数でございますが、学校給食センターで幼稚園給食を提供していたときに約8,600食の提供を行っていた実績がありますと答えております。次に②の分離・新設の必要性について伺うにつきましては、給食センターにおきましては築36年が経過し、施設の経年劣化や提供する給食数が増え続けているといった課題があることから、学校給食センターの在り方について検討する時期に来ていると認識しております。分離・新設を含め検討してまいりますと答えております。

次に21ページ、通告番号18番赤嶺吉信議員、(3)ジョン万次郎についての(イ)の副読本の作成について。この質問に対しましては小学校3年、4年生の社会科の学習内容としましては、3年生においてわたしたちのまち豊見城市、はたらく人と私たちの暮らし、地域の安全を守る私たちの市のあゆみとなっております。4年生においては健康な暮らしとまちづくり、自然災害に備えるまちづくり、地域で受け継がれてきたもの、昔から今へと続くまちづくりとなっており、今回質問の内容につきましては、小学校3年生、4年生の社会科教科書の学習内容に準拠していないため、副読本に含まれておりませんと答えております。

次に(ウ)事業の継続についてでございますが、事業としましてスポーツ交流事業と英語弁論大会の派遣事業がございますが、スポーツ交流としてより深く、よりすばらしい友好関係を築いているものと確信しておりますので、今後とも土佐清水市とのスポーツ交流事業を継続してまいりたいと考えております。また、ジョン万次郎英語弁論大会への派遣につきましては、コロナ禍の影響もあり、学習時数を確保することの非常に厳しい状況下で派遣指導を行うことは困難であると判断し、令和4年

	<p>度は派遣を見送ることとしておりますと答えております。</p> <p>次に23ページをお願いします。通告番号20番の儀間盛昭議員、(2)教育環境整備の①2024年4月に開校予定の(仮称)豊崎中学校の取組について進捗状況ということでございます。(仮称)豊崎中学校建設事業につきましては、現在関係各部署と工事発注に向けての最終的な事務調整を行っております。今後の予定といたしましては6月末に設計業務を完了し、9月議会にて工事契約の締結を行い、令和6年度の開校を目指し取り組んでおりますと答えております。次に②の給食センター委託契約更新の対応についてお聞かせくださいにつきましては、令和3年12月に公募型プロポーザル方式にて委託業者の募集及び業者選定を行いました。令和4年1月17日の提案書等の提出期限に対し1社が応募し、2月3日にプレゼンテーションし、その結果、応募した1社を優先交渉権者として決定通知したところです。現在は契約に向けた調整を進めているところですというふうに答えてもらっております。以上で、一般質問の説明を終了します。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ただいま説明がありました第1回豊見城市議会定例会一般質問について質問がありましたらお願ひします。よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは、一般質問についての報告を終わります。ありがとうございました。</p> <p>続いて日程第18の報告第3号 給食の公会計化についてであります。事務局、説明をお願いいたします。</p>
教育部長兼学校教育課長	<p>学校給食費会計の公会計化についてでございますが、まず学校給食費は学校給食法第11条に基づき、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担することになっております。現在、豊見城市では口座振替及び現金で集めた学校給食費を給食センターにて管理し、食材料費については給食センターが直接業者へ支払いをしています。この方式を私会計といい、豊見市の会計とは独立した給食センター独自の会計となっております。本市では学校給食費の段階的無償化を目指して作業を進めておりますが、多くの公金が投入されることから、学校給食をより適正化に運営する必要があります。そのため、令和4年4月より学校給食費については、会計を給食センター独自の会計から豊見市の歳入歳出予算に計上して管理する会計方式の公会計へ移行いたします。公会計による効果としましては、先ほどの一般質問の中でもありましたけれども、1つ目</p>

	<p>に会計の透明化ですね、公会計化することにより、市の会計法に基づいた管理運用を行うことができるため、透明化を図ることができる。2番目に給食費の支払い方法の拡充ということで、現在は口座振替を中心と金融機関への振込、給食センターでの現金支払いにて給食費が納入されておりますが、公会計化後は電算システムにて徴収業務を管理することになります。また、併せてコンビニでの支払いが可能となるため、利便性の向上につながります。次に学校現場の負担軽減、安全管理上の問題解決ということで、現在は口座振替を中心に行ってますが、納期限までの支払いができない保護者に対しては直接学校で給食費の支払いをする場合もあり、各学校に配置されている学校給食費徴収事務員は勤務時間が半日（4時間）のため、不在時には学校事務職員が対応することになるため、学校現場では負担となっています。公会計化後は給食費の徴収や未納者に対する督促など、市のほうで実施します。学校現場での現金集金をやめることで、現場での負担軽減及び完全管理上の問題を解決します。次に保護者の負担軽減。現在、学校給食費を納付する際、口座振替の場合は口座引落手数料が1回当たり88円、金融機関の窓口で支払う場合は支払い手数料が1回110円発生しております。年間を通じて1,000円程度の手数料が発生していますが、全て保護者負担となっておりますが、公会計後は手数料を市が負担することになるため、保護者の負担がなくなります。</p> <p>最後のページの公会計化のイメージ図ということで、現在は私会計として学校給食費として食材費としての学校給食費を口座振替から委員会が指定する金融機関または現金納付という形で児童生徒が学校へ、学校教育課長名義の口座に入りまして、給食センターの食材業者に支払いをしておりますが、公会計後は学校給食費を市の会計口座に振り込みまして、市から食材業者に支払いをするという形になります。以上が公会計化についての説明でございます。</p>
教育長	ただいまの給食の公会計化についてご質問がございましたら、お願ひいたします。よろしいですか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
教育長	では、報告第3号 給食の公会計化についての報告を終わります。 続いて日程第19の報告第4号 コミュニティ・スクールの取組状況について、事務局の説明をお願いいたします。
教育部長兼 学校教育課長	報告第4号 コミュニティ・スクールの取組状況について報告いたします。報告内容につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律第47条の5にて、学校運営協議会（通称コミュニティ・スクール）という新たな学校運営の仕組みが努力義務化されています。令和3年5月の定例教育委員会において導入検討を進める旨、報告を行いましたが、その後の進捗状況、また令和4年度モデル校を導入することについて報告することいたします。

まず表紙から、次のページ、ポンチ図とかに關しましてはコミュニティ・スクールとはどういったものかという仕組み的なものが表現されておりますが、以前にも説明申し上げましたので、（1）のこれまでの豊見市の取組から説明いたします。令和2年度におきましては2回の会議を行い、コミュニティ・スクール導入を検討すること、導入検討会議を持つことに決めております。また、令和2年度においては有識者の翁長氏へ勉強会を実施してもらっております。令和3年度につきましては、学校教育課、生涯学習振興課にて導入検討会議をスタートし、途中から教育総務課が参加しております。校長会、教育委員会、社会教育委員会、市P連へ導入検討を実施することを説明しております。また、令和4年度座安小学校へモデル校の導入、小中学校を対象に講演会の開催を行っております。

次のページには今お話ししたものの流れを、スケジュールを説明しております。令和3年度が準備期間で、4、5年度がモデル校導入検討期間です。6年度から全校導入へ向けてということになっております。

（2）令和4年度のモデル校への取組としまして、座安小学校の校長先生がこれを引き受けてくださいましたので、座安小学校をモデル校といたします。まず委員の選定としまして10名程度、コミュニティ・スクールの理解促進を図るための勉強会、運営協議会の開催（学校・委員・教育委員会）、教育委員会・座安小学校で導入検討会議を行います。

次に（3）講演会のアンケート結果についてということで、先ほど話しました講演会、令和4年2月2日水曜日にオンラインにより市内小中学校に対しまして、全国体験活動ボランティア活動総合推進センターコーディネーターの興梠氏を講師に招きまして、オンライン開催で講演会を開催しております。その際に、講演会のアンケートを取りましたが、その結果として、問1で講演前の理解度が「良く理解していた」「少し理解していた」が66%で、3分の2を占めていました。問2で講演会後の理解度として8割以上が「深まった」となっております。問3でCSの必要性につきましては、「とても必要」「今後必要になると思う」が58%で、半数以上が今後地域の協働が必要になると感じている。

	<p>一方、「どちらでもない」が38%あり、負担になり得ることや現在の地域連携で間に合っていると感じている声があります。問4、CSを取り組みたいと思いますか？で、「取り組みたいと思わない」「どちらでもない」がほぼ3分の1となっております。「どちらでもない」では必要を感じているが、不安感があるのではないかと想定されます。問5、CS導入にあたり心配なこと、こちらは複数回答可となっておりますが、1番は心配なこととしまして「教職員の負担増加」が22票、次に「学校と地域の協働がうまく進むか」が17票、次に「委員等の人材確保」が14票となった。結果からも働き方改革が言われる中、新しいことへの取り組み、導入後にうまく進むかという心配があると思います。</p> <p>次のページからはアンケート結果の詳細が載っておりますので、後でご覧になってください。以上でございます。</p>
教育長	ありがとうございます。ただいまのコミュニティ・スクールの取組状況についての説明がございました。ご質問がございましたら、委員の皆さんよろしくお願いします。
宮城委員	質問ではありません。前回、何月でしたか、教育委員会にコミュニティ・スクールの取組についてお話をあって以来、何回かその後委員会が開催されているけれども、その間に聞くことがなくて、どうなっているのかなということを懸念していたんですが、今ここで報告していただいたものを見ると、令和2年度の話合い、そして令和3年度の状況、そして令和4年の2月には講演会まで既に開催されているということで、少しずつ進んでいるのかなということを今この場で理解することができました。アンケート調査等からもいろいろな心配事であるとか、そういうのも見て取れますので、やはり教育委員会が主になって、中心になって各学校と連携をしていくというスタンスにしないと、やはり懸念している学校側の負担が増えるのではないかというところの気持ちというのは払拭されないのかなと思いますので、ぜひ要所要所、きちんと教育委員会のほうで音頭を取っていただいて、学校とスムーズに連携が図れるようにお願いしたいと思っております。以上です。
下條委員	モデル校も設定されて進んでいかれていると思うんですけども、コミュニティ・スクールはやはり地域と学校の連携で、子どもたちの成長支援をしていくものかなと思うのですが、まず連携するのは何の目的で連携するのかとか、そのゴールは何なのかということで、そこはモデル校をするに当たって何でというのは一番大事なところかと思うんですが、形だけではなくて、まずどういう理由で、何をしたいからこのコ

	<p>ミュニティ・スクールと学校が連携するのかというところだと思うんですけども、次年度ですか、令和4年度から生徒指導のほうが変わって、包括的生徒指導ということで、子どもの漸進的成長支援をしていかないといけないということになってくるかと思うんですけども、そこも目標の中の大きなゴールに入れられるのかなと思いました。諸外国では学校と地域が連携して子どもを支援しているんですね。そのときには地域の役割というのがあって、それがいろいろな、海外では台湾とか、あとはシンガポール、そして中国もそうなんですがアメリカとかそういう事例もあると思うので、参考にしながらどういうゴールを定めて、それでどういう連携していくのか、形だけではなくて中身のほうも検討しながら進めていただければと思います。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。それでは、報告第4号 コミュニティ・スクールの取組状況について報告を終わります。</p> <p>続いて日程第20の報告第5号 伊良波中学校及び中央図書館の令和4年度子供の読書活動優秀実践校・図書館の文部科学大臣表彰の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>報告第5号 伊良波中学校及び中央図書館の令和4年度子供の読書活動優秀実践校・図書館の文部科学大臣表彰の決定について説明いたします。報告内容としましては令和4年度子供の読書活動優秀実践校・図書館について、伊良波中学校及び中央図書館のこれまでの活動が認められ、文部科学大臣表彰の決定を受けたことについて報告することしたいと思います。別紙につきましては、令和4年3月15日付で県の教育長のほうからその通知が来ております。本市においては伊良波中学校と中央図書館の活動が認められ、文部科学大臣表彰となっております。また別の通知につきましても、沖縄県においては4つの学校・図書館・団体を含めて、それが決定されておりまして、そのうち2つが豊見城内での表彰となっております。その表彰式につきましては、4月23日に行われるということでの報告が来ております。以上です。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ただいま報告、説明がございました。ご質問等ありますか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは報告第5号 伊良波中学校及び中央図書館の令和4年度子供の読書活動優秀実践校・図書館の文部科学大臣表彰の決定についての報告を終わります。</p> <p>続いてその他の事項についてです。</p>

	(その他事項 反訳なし)
教育長	それでは、事務局からの連絡を閉じたいと思います。 これをもちまして第3回定例教育委員会の全日程を終了いたします。 ありがとうございました。

(署名欄)

教育長 瀬長盛光

教育委員 備瀬潤一